

答 申 第 5 5 号  
( 諮 問 第 5 5 号 )

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 9 年 4 月 1 9 日付け鎌契第 1 0 8 号で諮問のあった下記の事  
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

平成28年8月25日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「白紙請求書を使用した事務を不適切事務処理調査部会が実際に調査した状況の書面（白紙請求書使用事務担当者一覧、上記一覧を作成するにあたり、ヒアリング内容を記録した文書）」に対して実施機関鎌倉市長が平成28年10月21日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成28年8月25日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「白紙請求書を使用した事務を不適切事務処理調査部会が実際に調査した状況の書面（白紙請求書使用事務担当者一覧、上記一覧を作成するにあたり、ヒアリング内容を記録した文書）」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成28年10月21日付け鎌倉市指令財第3号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成28年11月21日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人から平成29年1月5日付けで提出された反論書、平成29年6月5日付けで提出された意見書及び平成29年7月10日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 本件請求に係る調査とは、本来やってはならない白紙請求書を使用した事務を長年にわたって行っていたことへの調査である。この調査を行うにあたっては、賃金が支払われていることから市の業務の一環であり、実施機関が市民の血税を無駄にしたことは重大な責任がある。

イ 本件処分で公開された行政文書のうち、職員氏名が公開されていないのは違法不当である。市民には知る権利がある。条例を遵守し、全面公開を求める。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年12月8日付けで提出された弁明書及び平成29年7月10日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件請求対象文書は、不適切な事務処理に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）において、白紙請求書を使用した事務に関わった職員に対して行った聴き取り調査の結果をまとめたものである。本件請求が行われた時点においては、この聴き取り調査の内容を盛り込んだ最終報告書を作成している最中で、事務に携わった職員への再調査を行う可能性もあり、本件請求対象文書を公開することになれば、他の職員と示し合わせて、真実と異なる供述を行うなど、円滑な調査を行うことが出来なくなるおそれがあることから条例第6条第3号に該当するため職員氏名を非公開とした。
- (2) 審査請求人は、賃金が支払われている以上は業務の一環であり、業務遂行に係るものであるから公開すべきと主張するが、これは条例第6条第1号ウに該当すると主張と推測されるところ、先述のとおり条例第6条第3号該当により一部公開としているため、審査請求人の主張は失当である。
- (3) 現在は、調査委員会での白紙請求書を使用した事務に係る調査は終了し、これに係る最終報告書も完成していることから、職員氏名について条例第6条第3号により非公開とする理由はなくなっている。しかし、調査委員会の聴取結果を踏まえ、当時の課長級職員46名に対して行政措置処分を行ったが、鎌倉市懲戒処分

公表基準（平成14年12月1日施行）では、懲戒処分を受けた者のうち、社会的影響が極めて大きいと判断される事案については、氏名を公表するとしていることから、懲戒処分に至らない行政措置処分を受けた職員の氏名については公表しないこととしている。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、調査委員会が白紙請求書を使用した事務にかかわった職員に対して行った調査の結果をまとめた担当者一覧表と、各課及び各職員に行った聞き取りに関するヒアリングシートである。

そこで、本件対象文書について、条例第6条第3号に該当するとして職員氏名を非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

##### (2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

イ 実施機関は、担当者一覧表及びヒアリングシートに記載の職員氏名を公開することになれば、他の職員と示し合わせて、真実と異なる供述を行うなど、円滑な調査を行うことが出来なくなるおそれがあると主張する。しかしながら、条例第6条第3号は、行政機関等が行う審議、検討、調査研究等が、自由率直な意見交換や十分な資料収集のもとに行われることを確保するために定められたものであるところ、同項で非公開としているのは内部または相互間における意思決定に係る情報であり、ヒアリングのような事実確認については含まれると解されない。

本件対象文書は上記のとおり人事管理に係る文書であり、同条第4号エに定める「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当することは考えられるが、同条第3号に該当するとは認められない。よって、実施機関が、本件対象文書について職員氏名を条例第6条第3号該当により非公開とした処分は条例の解釈適用を誤ったものであり、妥当ではなく取り消されるべきである。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 8 / 8 / 2 5	行政文書公開請求書が提出される
9 / 8	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
1 0 / 2 1	行政文書一部公開決定通知書送付
1 1 / 2 1	審査請求書が提出される（処分庁：財政課 審査 庁：契約検査課）
1 2 / 8	処分庁が弁明書を提出
2 9 / 1 / 5	審査請求人が審査庁に反論書及び口頭意見陳述申 出書を提出
2 / 2 7	口頭意見陳述を実施
4 / 1 9	審査会に対し諮問
6 / 5	審査請求人から意見書及び口頭意見陳述申立書を 受理
7 / 1 0	第 8 7 回 審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述） （処分庁からの口頭による決定理由説明）
9 / 2 6	第 8 8 回 審査会で審議
1 0 / 3 0	第 8 9 回 審議会 で 審 議
1 1 / 2 1	答申（答申第 5 5 号）